

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字前ヶ貫字ヤワタ地内にある畑2筆、面積721㎡でございます。農地の現況は保全管理されておりました。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では圃を作付けするということです。</p> <p>また、通作については会社から当該農地まで4kmの距離にあり車で約10分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を拡大するものでございます。</p> <p>農地所有適格法人とは、一定の要件を満たすことで農地を取得することができる法人のことです。</p>

譲受人については、農地所有適格法人の4つの要件をすべて満たしております。

続きまして、第2条の規定による農地所有適格法人の要件についてご説明いたします。

1つ目、登記簿により、法人の主たる目的が農林水産省令で定めるものと確認しております。

2つ目、議決権の過半が次にあげるいずれかであるかについては、株主でもある申請者が「その法人の農業に常時従事する者」に該当します。

3つ目、その法人の常時従事者たる構成員の過半が次の条件を満たすかですが、「株式会社にあつては取締役の数の過半を占めていること」に該当することを登記簿により確認しております。

4つ目、次のいずれかの条件を満たして営農に常時従事することですが、「株主であり取締役である申請者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に60日以上従事すると認められるもの」に該当することを管理日報により確認しております。

以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものです。

譲受人は、東京都青梅市に所在地を置く法人です。

譲受人は、現在、青梅市ほか複数市にて、櫛及び一部、露地野菜を生産し、加工・販売を行っております。

今回、譲受人からは、櫛の作付計画が提出されています。

所有する農地は、近隣市ほか遠方にもございます。

また、通作に関しては、役員3名が常時従事者として農作業に従事します。都内の会社から当該農地まで4kmの距離にあり車で約10分程度であり、通作には問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、ユンボ2台、耕うん機3台、コンバイン1台、軽トラ5台、ユニック付トラック1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられますので問題ございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

	補足説明は以上です。
議長	同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。
10番	同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
議長	当法人は所有農地および借入農地すべてを3名で農作業従事しているということですか。
事務局	申請上は、今回の申請農地を3名で農作業従事するということです。
4番	経営面積は、山林も含まれておりますか。
事務局	農地だけの面積です。
議長	その他、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。 なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2については、大字阿須は地区担当委員の大久保博司委員より、大字芦荻場は、地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報

告します。

申請地は大字阿須字上河原地内にある畑1筆、面積410㎡でございます。
農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では麦を栽培するということです。

また、通作に関しては、施設から農地までは車で約数分ですので、通作には問題ないと考えます。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

続けて、小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、7月16日に河野和昭推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字芦荊場字小栗地内にある畑1筆、面積773㎡でございます。
農地の現況は梅畑がある状態です。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では麦を栽培するということです。

また、通作に関しては、施設から農地までは車で約数分ですので、通作には問題ないと考えます。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

譲受人は、市内にあります障がい者福祉施設を運営しています。

申請地を取得し、社会福祉事業の一環として農作業を拡大したく申請するものでございます。同施設は就労継続支援B型及び生活介護の多機能事業所であり、利用者が携わる作業として菓子パン等の製造販売をしており、麦の栽培に取り組む計画をしています。

また通作に関してですが、施設から農地までは車で約数分ですので、通作可

能であると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、機械の所有状況および作業員数に関する農地法第3条第2項第1号には該当しません。ただし、耕うん機1台の所有と1台のリース、バインダー2台のリース、その他必要な農機具を所有しています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、常時営農する要件である農地法第3条第2項第4号には該当しません。

5つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、下限面積の要件である農地法第3条第2項第5号には該当しません。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

大久保博司委員、小谷野伸一委員、両委員にお伺いいたします。

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員、河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

8番

梅の木が抜根されれば、良い畑になるという意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

今回の申請に、梅の木の抜根計画は提出されているのでしょうか。

事務局

梅の木の抜根計画については、聞き取りはしております。今後、具体的な抜根計画について申請人に確認していきたいと思っております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-3及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-3及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字大西畑地内にある畑7筆、面積886㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではカ

ポチャ、トマト、ハクサイ、ブルーベリーなどの露地野菜を作付けするとのこと
です。

また、通作については居住予定地に隣接しておりますので、特段の問題は
ないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当である
と思います。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につ
いて、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しまし
たので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字大西畑地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、隣接する農地もありませんので特段問題はないと
考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えておりま
す。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について
補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。

譲受人は現在、所有マンションを売却し、夫婦それぞれの実家にて居住をし
ています。

農作業については、夫婦で耕作をします。農作業経験については夫が3年、
妻は6年であり、共に実家の畑の農作業の手伝いをした経験があります。

また、今回、申請地の隣接地に農地法第5条の申請により住宅を新築し、妻
と共に自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からはカボチャ、トマト、ハクサイ、ブルーベリーの作付け計画が提
出されております。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接しておりますので、通作には
全く問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機3台を所有してい

ます。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5 aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

本申請は、飯能住まい制度としては、63件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

議長

6 番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 3 及び議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5 - 1 について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3 番

隣接農地に栗の大木がありますが、農作業への支障はありませんか。

事務局

特に支障はありません。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 3 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5 - 1 について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。

続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 4 について審議いたします。

なお、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による整理番号 3 - 4 及び議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-4及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩淵字前ヶ貫地内にある畑1筆、面積765㎡でございます。農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の開始のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、タマネギなどの露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については居住予定地に隣接しておりますので、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩淵字前ヶ貫地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、茶畑や梅の木などがありますが特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。</p>

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。
譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。
譲受人は現在、相模原市の賃貸アパートに妻と子の3人で居住しています。
農作業については、夫婦2名で耕作をします。申請人の農作業経験につきましては学生時代に農業実習を行なった経験があります。

また、今回、申請地の隣接地に農地法第5条の申請により住宅を新築し、妻と共に自家消費を目的とした農業をするため申請するものです。
譲受人からは今回、キュウリ、タマネギ、小松菜などの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接しておりますので、通作には全く問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

- 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
- 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を導入予定です。
- 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
- 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
- 5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。
- 6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

本申請は、飯能住まい制度としては、62件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

- 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。
- 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりませ

ん。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番

申請人は初めて農業を開始するとのことですが、指導などを受ける予定でしょうか。また、申請人の年齢を教えてください。

事務局

飯能住まい制度を活用した移住者を対象に支援制度があり、この方には農業普及員による指導を依頼する予定です。申請人の年齢は、29歳です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字上畑字大西畑地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、北側に農地がありますが日照等、特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p>

申請人及び妻は、神奈川県横浜市の賃貸アパートにて妻と子の3人で居住をしております。

申請人及び妻は現在、都心にある職場に勤務しております。

以前より、夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

飯能住まい制度としては、61件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による

	許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。
3番	南東側に隣接する土地の地目は何でしょうか。
事務局	地目は農地です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、7月20日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字下名栗字馬場地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、都内の所有マンションにて妻と子の3人で生活をしており</p>

ます。

申請人はかねてより、自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、通勤に支障のない場所で条件に合う土地を探していたところ、今回の申請地が家庭菜園もでき、条件にも合うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、造成費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番

特段問題ないとのことでした。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地には勾配がありますが、基礎工事で盛土をする計画なのでしょうか。

事務局

建物の基礎自体、勾配を活かした形で計画されています。

議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。
	地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。
	申請地は大字前ヶ貫字登リ戸地内でございます。
	農地の現状は、保全管理されております。
	周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。
	現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。
	説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。
	申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
	現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。
	申請人は、現在、大字矢嵐地内の戸建て住宅にて妻と生活しております。
	申請人は現在、今回の申請地付近においてアパート経営をしております。
	このアパートが満室となっており収入も安定していることから今後の生活も考慮し、もう1軒建築を検討しておりましたが、今回の申請地以外に所有する土地がないことから今回の申請地への選定に至ったものです。
	申請地の近隣には、大型薬局、スーパーマーケット、小・中学校等があり駅へのアクセスも良いことから、居住者の需要は十分に見込めるものと考えます。

また、所有農地については、必要最低限の転用計画とし、一部家庭菜園用としての農地を残す計画としております。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、7月16日に河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字川崎字下原地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

今回、当該申請地を選定した理由としては、携帯電話の通信エリアの拡大につき、既存基地局を増設する必要性があり、当該申請地を選定したものです。

また、当該申請地の隣接山林も候補地として検討しましたが地権者から樹木の伐採の了解が得られなかったことから、今回の申請地となったものです。

申請地を一時転用する理由については、申請地に鉄板を敷き、資材置き場とすること、また、クレーン車等の工事車両の駐車及び転回スペースを設ける必要があるためとなります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して工事費に対

し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

8番

特段問題ないとのことでした。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

既存の携帯基地局が設置されておりますが、建て替えなのでしょうか。それとも増設ということでしょうか。

事務局

増設です。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知及び、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出及び、報告第4号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。

事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。